

申告は
お早めに

確定申告のお知らせ

源泉所得税の還付を受ける方は1月16日(月)から、所得税を納める方は2月16日(木)から、帯広税務署のほか、幕別町でも確定申告日程表のとおり受け付けます。なお、事業所得、山林所得、土地・建物・株式等の譲渡所得は、帯広税務署での申告をお願いします。

■ 問い合わせ 税務課住民税係 TEL【幕】54-6604

確定申告とは

昨年1年間(平成23年1月1日～12月31日)の所得税額を精算するものです。給与所得のみで、年末調整が済んでいる方は確定申告を行う必要はありませんが、次に該当する場合は申告が必要です。

① 還付の確定申告をする場合 給与や

公的年金から所得税が源泉徴収されていて、住宅借入金等特別税額控除(平成23年分から新規の方)や医療費控除、寄付金控除を受ける人、平成23年中に中途退職をして年末調整を受けられなかった人など、所得税を納め過ぎになっている人は、確定申告を行うことで所得税の還付を受けることができます。

② 納付の確定申告をする場合 ▼ 給与

所得者で、年末調整された給与以外に給与収入や年金所得、不動産所得

などがあり、その合計額が20万円を超える方 ▼ 給与から所得税が源泉徴収されていない方 ▼ 事業所得、不動産所得がある方や土地、建物を売った方

公的年金等受給者の 所得税の確定申告

平成23年分から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※所得税の還付を受けるための確定申告は、これまで通り行うことができます。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しい内容は問い合わせください。

■ 確定申告日程表

受付時間は、午前9時から午後4時までです。

受付日	対象地区		区分	場所
	午前	午後		
2月7日㊟	東町・稔町	中央町	確定申告A※1	札内福祉センター(1階講座室)
2月8日㊟	豊町・共栄町	青葉町		
2月9日㊟	北栄町・西町	若草町		
2月10日㊟	桂町・古舞・栄	文京町・依田		
2月13日㊟	春日町	みずほ町		
2月14日㊟	北町・途別・昭和・西和	あかしや町		
2月15日㊟	桜町・堤町	泉町		
2月16日㊟	新北町	暁町・千住・稲土別・日新		
2月17日㊟	札内鉄南地区			
2月20日㊟	札内鉄北地区			
2月21日㊟	札内鉄南地区(予備日)		確定申告B※2	幕別消防署糠内分遣所※3
2月22日㊟	糠内・中里・五位・明倫・美川・駒富			
2月23日㊟	忠類地区		確定申告A・B	忠類コミセン(児童室) 役場(2階会議室)
2月24日㊟				
2月27日㊟	幸町	錦町・新町		
2月28日㊟	宝町	緑町3		
2月29日㊟	猿別・新和・茂発谷	緑町4		
3月1日㊟	緑町1・2	本町・寿町		
3月2日㊟	旭町・軍岡	相川・豊岡・南勢・大豊・明野		
3月5日㊟	南町・新川			

※所得税の還付申告のみの方は、1月16日㊟から受け付けます。待ち時間の短縮と会場の混雑を避けるためにも1月16日㊟～2月6日㊟に幕別町役場(2階会議室)での申告をお勧めします。

※1 確定申告A～給与・年金収入のみの方

※2 確定申告B～営業・農業・不動産所得がある方

※3 糠内公民館改修工事のため、幕別消防署糠内分遣所1階談話室になりました。

■各控除の内容と申告に必要な書類

項目	控除内容	必要書類
・控除を証明するもの		
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料等を支払った場合、その全額が控除されます。	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書（平成23年1月～12月支払分）、国民年金保険料控除証明書など
生命保険料控除	生命保険契約等の保険料や掛金で、一般の生命保険料および個人年金保険料に係る生命保険料の控除額は、それぞれ別枠で最高5万円（住民税は最高3万5千円）が控除されます。	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	損害保険契約等のうち地震損害部分の保険料や掛金は、最高5万円（住民税は最高2万5千円）が控除されます。ただし、平成18年末までに契約した長期損害保険は最高1万5千円（住民税は最高1万円）が控除されます。	地震保険料控除証明書、平成18年までに締結した長期損害保険の控除証明書
障害者控除	納税者自身や扶養親族などが所得税法上の障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。	身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（65歳以上の要介護認定者のうち町が認めた人へ発行。障害福祉係へ申請が必要です。）など
医療費控除	本人や本人と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。	平成23年1月～12月に支払った医療費などの領収書（領収書はお返しできませんので、もし必要な場合は切手を貼った返信用封筒を持参してください）
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等を利用して家屋の新築や購入、増改築等をして平成11年1月1日以後に居住の用に供した場合、一定の要件を満たした場合、一定期間税額控除が受けられます。	住民票、金融機関が発行する借入金の年末残高証明書、家屋の登記事項証明書、請負契約書または売買契約書の写し、敷地の購入のためのローンがある場合は土地の登記事項証明書、売買契約書の写し ※増改築、バリアフリー改修工事等は税務署で申告ください。
寄付金控除	特定の団体に寄付をした場合に所得税の控除を受けることができます。また、都道府県や市町村、共同募金会、日本赤十字社、都道府県や市町村ごとに条例で定める団体へ寄付した場合には住民税においても控除を受けることができます。	寄付先発行の領収書 ※東日本大震災への義援金のうち、被災地団体、義援金配分委員会へ支出されたものは控除の対象となります。「東日本大震災義援金」であることが確認できる義援金の受領書や振込依頼書の控えが必要です。
・収入を証明するもの		給与や年金の源泉徴収票の原本
・所得税が還付になる場合	本人名義の振込先口座のわかるもの（預金通帳など）	
・その他必要なもの	印鑑（認印でも可）	

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙等確定申告に必要な書類は、役場税務課、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所にあります。

e-TAX

で確定申告

受付期間
3/15(木)まで
24時間受付

e-TAX（インターネット／国税電子申告・納税システム）は、ご自宅からインターネットを利用して申告や申請などができる便利なシステムです。

●e-TAXに必要なもの
インターネットのできる環境に加えて、電子証明書とICカードリーダーライターのが必要です。

●e-TAXを利用するメリット
①最高4000円の税額控除申告期限内にe-TAXで申告すると、所得税額から最高4000円の控除を受けることができます。（H19年分からH24年分の間でいずれか1回）

②添付書類の提出省略 医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます。

③還付がスピーディー e-TAXで申告された還付申告は、書面申告と比べて3週間程度短縮して処理されます。

④24時間受付 所得税の確定申告期には、24時間e-TAXの利用が可能です。